再審法改正に関する元裁判官の共同声明

現在再審制度の改正についての議論が本格化している。

これは、近時いくつもの再審無罪判決が出され、とりわけ昨年の袴田事件の再審無罪判決により、現在の再審制度ではえん罪救済という再審の目的を実効的に実現できないことが広く社会で認識された結果である。

このような状況を受けて、超党派の国会議員の有志が「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」を設立し、えん罪被害者をはじめとする各種ヒアリングを行って、再審制度の喫緊の課題を解決すべく「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」をまとめ、令和7年6月18日数党が共同で国会に提出した。この法案は、請求人側に証拠開示請求権を認め、速やかに証拠開示がなされるように、検察官に開示を命じる権限はもとより、一定の場合には命じる義務を裁判所に認めるものであり、また、再審請求事件長期化の大きな原因である開始決定に対する検察官抗告を禁止する、さらには、同じ裁判官による判断を避けるための除斥、審理の円滑化及び迅速化を図るための期日指定などの手続規定を設けるというものである。

時を同じくするように、法務大臣の諮問機関である法制審議会に刑事法（再審関係）部会（以下「部会」という。）が設置され、諮問事項である刑事再審に関するいわゆる証拠開示、再審開始決定に対する不服申立て等の規律について、令和7年4月21日から議論が始まった。

部会における論点は多岐にわたっているが、部会で最も先鋭に対立している論点は、前述した証拠開示及び開始決定に対する検察官抗告の可否である。対立の原因の一つとして、再審請求事件の審理の現状

に対する認識の相違がある。

再審が開始され、無罪になった事件の多くにおいて、決め手になった証拠は、請求時に請求人側が提出した新証拠ではなく、それまで捜査機関の下で眠っていて、弁護人の度重なる求めによってようやく開示された証拠である。しかし、請求人側は検察官等が保管するそのような新証拠を提出することはできず、しかも、検察官が証拠を開示しない、または開示するまでに、時には何年、何十年もかかっている。このことは、再審によるえん罪救済が極めて困難で、救済できたとしても長期間を要している大きな原因となっている。なぜ証拠開示が進まないのか、その原因は、検察官に証拠の開示を義務付ける法律がないことにある。裁判所は、明確な条文上の根拠がないために検察官に証拠開示を命じることに躊躇し、検察官は、法律上の根拠がないとして開示の求めに応じないのである。

このような再審請求事件の審理の現状を直視すれば、現状を肯定的に評価することなど到底できないはずである。しかし、多くの部会の委員は、現状に大きな問題はないかのような評価をし、請求人側に証拠が開示されやすくするような法規制に反対している。さらに、反対意見においては、証拠開示の規定は設けるものの、開示の対象を請求人側が提出した新証拠とその請求理由に関するものに限定し、それ以外の証拠については、裁判所は開示を命じることはできないとする趣旨を述べるものがある。しかし、これは、裁判所が職権によりある程度広範な証拠開示を求める場合もある現状よりも、明らかに証拠開示の範囲を狭める結果をもたらすもので、改悪以外の何ものでもない。

検察官抗告についても、再審請求事件においては、検察官は当事者ではないことを認めつつも、公益の代表者という資格で、確定判決が簡単に覆されるべきではないという法的安定の見地等から抗告できる

との意見が多く、学者委員ですらもほぼ全員が検察官抗告の禁止に反対している。しかし、再審開始決定は再審が開始されるだけの中間的な決定であり、検察官は再審公判で有罪の主張・立証ができる上、当事者ではないのに不服申立権を認めることは上訴制度一般と整合しない。そして、検察官抗告を禁止すべしとの意見は、この不服申立てによってえん罪救済が長期化し、えん罪被害者に回復し難い苦難を与えているという現状、立法事実に根ざしている。これに反対する意見は、このような現状に目を瞑るものであり、これでは全く現状の改善に繋がらない。再審を研究している刑事法学者は、こぞって検察官抗告を禁止すべきであると主張しているのである。

私たちは、再審事件を経験し、あるいは再審事件に関心を抱いてきた元裁判官として、再審事件の審理の実情を踏まえることなく、現状を安易に肯定するような意見には到底賛同できない。

今、再審制度について議論しているのは何のためなのか。それは、えん罪という国家による最大の人権侵害の被害者を速やかに救済するためである。そのことが、改めて確認されなければならない。

国会には、その目的に沿って、速やかにこの法案の審議に入ることを求める。

部会には、現状を見据えた上でその目的に沿った議論を尽くし、我が国の再審制度が真にえん罪救済のための実効性のあるものとなるような答申をされるよう強く求めるものである。

令和７年12月３日

【賛同者】（合計 63 名、匿名 1 名を含む。）

青山邦夫（元名古屋高裁部総括判事）

浅香紀久雄（元徳島家裁所長）

雨宮則夫（元水戸家裁所長）

有満俊昭（元福岡地家裁小倉支部部総括判事）

井垣敏生（元大阪高裁部総括判事）

石塚章夫（元新潟家裁所長、呼びかけ人）

井土正明（元大阪高裁総括判事）

伊藤　納（元名古屋地裁所長、呼びかけ人）

伊藤新一郎（元名古屋高裁金沢支部長）

井戸謙一（元大阪高裁判事、呼びかけ人）

岩井隆義（元名古屋家裁部総括判事）

上杉英司（元名古屋高裁判事）

卯木　誠（元仙台高裁秋田支部長）

大石貢二（元高松高裁部総括判事）

大塚正之（元千葉家地裁判事）

奥田　孝（元神戸家裁尼崎支部判事）

奥林　潔（元福島家裁所長）

門野　博（元東京高裁部総括判事）

柄多貞介（元熊本家裁所長）

川口政明（元福島家裁所長）

北澤貞男（元さいたま地家裁判事）

草野真人（元仙台家裁所長）

工藤涼二（元神戸地裁部総括判事）

熊谷絢子（元大阪高裁判事）

小林克巳（元東京高裁部総括判事）

小林克美（元福井地裁部総括判事）

小原卓雄（元大阪家裁部総括判事）

小松平内（元熊本家裁所長）

金馬健二（元高松高裁部総括判事）

佐藤真弘（元名古屋地裁部総括判事）

塩川　茂（元大津地裁彦根支部長判事）

柴谷　晃（元書記官研修所教官）

下澤悦夫（元岐阜家裁判事）

下村幸雄（元浦和地裁部総括判事）

高野　裕（元福岡高裁部総括判事）

田川直之（元大阪高裁部総括判事）

竹内浩史（元津地裁部総括判事）

田村洋三（元名古屋高裁部総括判事）

近下秀明（元広島地家裁呉支部長）

土居三千代（元神戸地裁尼崎支部判事）

内藤紘二（元鳥取地家裁部総括判事）

西　愛礼（元千葉地裁判事補）

根本　渉（元福岡高裁部総括判事、呼びかけ人）

野々上友之（元広島高裁部総括判事）

長谷川恭弘（元名古屋高裁部総括判事）

八田秀夫（元横浜家裁部総括判事）

羽渕　勉（元岐阜地家裁部総括判事）

林　　醇（元高松高裁長官）

半田靖史（元福岡高裁部総括判事、呼びかけ人）

廣田　聡（元広島高裁部総括判事）

東尾龍一（元大阪高裁部総括判事）

古川　博（元大阪高裁部総括判事）

馬渕　勉（元高松高裁部総括判事）

水野智幸（元司法研修所教官、呼びかけ人）

三代川俊一郎（元東京高裁判事）

村上和之（元さいたま地家裁熊谷支部判事）

森野俊彦（元福岡高裁部総括判事）

八束和廣（元横浜家裁所長）

山口　忍（元千葉家裁所長）

山口信恭（元さいたま家地裁熊谷支部判事）

山崎　勉（元札幌家裁所長）

山本剛史（元仙台高裁部総括判事）

匿名１名

※　氏名は50音順に掲載しています。